

木更津市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時 令和8年3月17日(火) 午前10時から午前11時00分まで

場所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室1-4

出席者 会長 青木 理花
副会長 阿津 直人
委員 手塚 真一
委員 中島 顯
委員 荒木 太郎
委員 小久保 龍生
委員 平野 晴彦
委員 菊地 浩一
事務局 大倉野 映子(高齢者福祉課長)
山崎 秋佳(高齢者福祉課いきがい支援係長)
江島 章博(障がい福祉課)
栗林 知生(高齢者福祉課)

【議事内容】

司会進行(山崎)

定刻となりましたので、ただいまから、木更津市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。皆様、本日は お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます、高齢者福祉課の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。(各委員自己紹介)

次に、事務局の紹介をいたします。(事務局自己紹介)

次に、配付資料の確認をお願いいたします。

1つ目、本日の次第

2つ目、木更津市福祉有償運送運営協議会資料

3つ目、登録更新申請書が2団体分で、各1冊となっております。

それから本日、追加で長須賀保育園様分の差し替えの資料となります。なお、この登録更新申請書につきましては、会議後に回収させていただきます。

次に、ご連絡でございます。この協議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき、公開することとなっております。本日の傍聴人はございません。また、会議録を作成する都合上、本協議会開催中は 録音をさせていただいておりますので、ご了承ください

いますようお願いいたします。

なお、本会議の議事につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会資料9ページ「資料6」に、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱がございますが、その第7条第1項の規定により、会長が議長となり、次第に沿って、議事を進めるところではございますが、今回は委嘱後初めての協議会でございますので、まだ会長が決まっております。つきましては、会長が決まるまでの間、仮議長として、高齢者福祉課長の**大倉野**が 議事進行をさせていただきますのですが、よろしいでしょうか。(異議なしの声あり。)

それでは、仮議長として、**大倉野**が議事進行を務めさせていただきます。

仮議長(大倉野)

改めまして、みなさまおはようございます。本日はお忙しい中、ご足労いただきまして、誠にありがとうございます。会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます、高齢者福祉課の**大倉野**でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、委員の定足数を確認いたします。委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことが出来ないとされておりますところ、委員総数8名中、本日は8名の出席がございますので、定足数は満たしております。従いまして、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項の規定により、会議は成立いたしました。

それでは、議題に入ります。議題(1)「会長の選出について」を議題に供します。本会の、会長選出につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。それでは、会長の推薦をお願いします。

(事務局一任でとの声。)

ただ今、事務局一任との声がございましたので、木更津市中部包括支援センターのセンター長でおられます、**青木**委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声。)

それでは、ご異議が無いものと認めまして、本会の会長を、**青木**委員と決定させていただきます。今後の進行につきましては、新会長であります**青木**委員をお願いいたします。

以上で、私の仮議長を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、**青木**会長には、議長席にて進行をお願いいたします。

議長(青木委員)

ただいま、皆様から推挙していただき、本協議会の会長を仰せつかりました、木更津市中部地域包括支援センターの**青木**でございます。会長という大役に、責任の重大さを痛感しているところではございますが、皆様のご協力をいただきながら、木更津市の福祉有償運送のよりよいあり方について、慎重に審議を重ね、職務を遂行したいと思っておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

規定により、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、議題に入らせていただきます。議題(2)について、「議事録署名人の指名」をさせていただきます。こちらは、手塚(てづか)委員と平野(ひらの)委員に お願いしたいと思います。

続きまして、議題(3)「副会長の選出について」を、議題に供します。副会長の選出につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第3項の規定によりまして、副会長は、会長が指名した者をもって充てることとなっておりますので、副会長には、阿津(あづ)委員を指名いたします。

次に、議題(4)「福祉有償運送実施団体の更新登録申請(案)について」でございますが、まず、事務局より、「移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について」のご説明をいただきます。それでは、事務局からお願いいたします。

事務局(大倉野課長)

高齢者福祉課の大倉野でございます。私からは、移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について、ご説明させていただきます。お手元の木更津市福祉有償運送運営協議会資料2ページをご覧ください。本市における移動制約者の状況でございますが、令和6年度末で要支援者、介護認定者及び身体障害者など、あわせまして1万7千610人となっております。この内訳につきましては、要介護または要支援の認定者が7千286人、障害者手帳の交付者などが1万324人でございます。これらの方々が、移動にあたり、何らかの制約を受けている状況にあるものと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、「福祉タクシー事業」、「福祉カー貸し出し事業」及び「高齢者タクシー利用助成事業」を実施しております。

まず、「福祉タクシー事業」につきましては、「身体障害者手帳1・2級」及び「療育手帳A2以上の方」がタクシーを利用する場合に、乗車料金のうちタクシー利用券1枚につき500円を助成する制度でございます。タクシー利用券につきましては、申請月にもよりますが、1人あたり月3枚、年間で最大36枚を交付しております。また、腎臓機能疾患により人工透析を受けている方には、1人あたり月6枚、年間で最大72枚を交付しております。

次に利用状況についてですが、令和4年度から令和6年度の3年間の実績を掲載しております。一番右側、令和6年度の利用状況でございますが、交付者数が914人、交付枚数3万6千240枚、そのうち利用枚数が1万9千29枚で約52.5%の利用率となりました。

次に、「福祉カー貸し出し事業」につきましては、「身体障害者手帳」、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方、及び「65歳以上の歩行が困難な高齢者」に対し、無償で貸し出しを行っております。1回の貸し出し期間は、3日以内となっております。

令和6年度の貸し出し実績を申し上げますと、155件で、延べ190日間の利用となっております。なお、この福祉カーにつきましては、電動ウインチ付きの「ホンダ・フリード」で対応し

ております。

続きまして、4ページをご覧ください。「高齢者タクシー利用助成事業」につきましては、対象要件が、住民基本台帳に登録されており、世帯全員が75歳以上で、全員の住民税が非課税であり、運転免許証を有していない世帯、あるいは運転免許証を持たない75歳以上の高齢者と重度障がい者または未成年のみで構成される住民税非課税の世帯、または、65歳以上74歳以下で、令和3年7月1日以降に、運転免許証を自主返納しており、市税の滞納がない方に対し、タクシー利用助成券を、1人あたり月3枚、年間36枚を交付しております。

令和6年度の実績を申し上げますと、交付者が1千469人、交付枚数4万7千829枚、そのうち利用枚数が3万6千620枚で約76.6%の利用率となりました。

令和7年4月1日現在で本市の人口13万6千658人のうち、65歳以上の高齢者は3万7千829人であり、前年比で13人増えており、高齢化率は27.68%でございます。今後も、さらに高齢化が進むものと考えております。

続きまして、6ページ資料4をご覧ください。民間における福祉移送サービスの状況につきましては、NPO法人や社会福祉法人などにおける福祉有償運送として、現在4団体が運営協議会の合意をいただき、「国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局」へ登録しております。令和6年度の実績を申し上げますと、4団体において、福祉車両および一般車両25台を使用し、会員289人に対し、輸送人員は、延べ1千893人ございました。高齢化の増加が見込まれる中、今後も会員数及び、契約者数の増加が予想されます。また、国では、施設入所から地域移行への考え方を示しておりますので、障害者などの外出機会も増えていく中、福祉移送サービスは欠かせないものと考えております。このような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者様や、登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しまして、ご尽力いただいているところであり、『移動制約者に対し、安全性の確保と利便性の向上が図られるよう』、福祉有償運送サービスにつきましては、引き続き、必要なものと考えております。私からの説明は、以上でございます。

議長（青木委員）

ただ今の説明について、ご質疑等がございましたら、お願いいたします。

手塚委員

資料3のタクシー運賃につきましては、3月16日付で運賃改正をさせていただいたところでございます。地区につきましては、今まではAB地区と分けておりましたが、今回からは千葉県全て同じ地区となりました。普通運賃が、1.155km500円から1.06km500円となり距離が短くなり、全体的には改定率が10%となっております。加算につきましては、244m100円が221m100円となり、加算につきましても1分30秒100円が1分20秒100円となります。迎車料金につきましては、資料3では事業者ごとに設定できることとなっております。京成タクシーイーストと木更津合同タクシーで言いますと、今まで400円だったのが500円となります。

迎車料金というのは、タクシーご利用いただく方が、例えば駅等直接お乗りになるときはかからないのですが、例えば電話で呼んで、例えば木更津市役所の朝日庁舎とかですね、或いはスマホのアプリ等でタクシーを呼ぶ時にかかるものとなります。その場合は初乗りの500円プラス迎車料金が500円かかることとなります。千葉県タクシー協会のホームページにも記載されておりますので、見ていただければと思います。

菊地委員

福祉有償運送の料金はタクシー料金の何%の規定でしたか。

小久保委員

8割を越えない料金となっております。

菊地委員

介護タクシーは普通のタクシー扱いということによろしかったでしょうか？

手塚委員

同じ扱いとなり、同様に料金改定しております。

菊地委員

大久保地区のライフサポート波岡で、住民が行っている送迎サービスがあると聞いたことがあります、あれは福祉有償運送ではないのですか。

事務局（大倉野）

福祉有償運送ではなく地域住民を対象とした移動支援サービスとなっております。

菊地委員

認可事業なのでしょうか？

事務局（大倉野）

特定非営利活動法人ライフサポート波岡が独自で行っている地域住民を主体とした事業となり、補助金等をもたらしているわけではありません。

小久保委員

福祉有償運送上の登録許可を要しないようでしたら特段問題はありません。事業の詳細を知っているわけではありませんが、ガイドラインも出ておりますので、そのガイドラインに当てはまっているようであれば国交省への許可や認可が必要ではない場合も考えられます。

議長（青木委員）

その他にございますか。他に無いようですので、自家用自動車有償運送の更新登録申請をしようとする、法人2団体による説明を行います。

それでは、団体の説明者入室となります。はじめに、社会福祉法人 かずさ萬燈会様に入室していただきます。社会福祉法人 かずさ萬燈会様に、5分程度で説明をお願いしたいと思います。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

1ページは更新登録の申請書となります。基本的な情報は特に変わりありません。当法人所有の自家用車につきましても前回同様に11台となっております。3ページからは定款となっております。第一条にもありますとおり、当法人事業は第一種社会福祉事業としては、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設がございます。その他にも第二種社会福祉事業として、老人デイサービス、老人短期入所施設など多岐にわたり展開しているところでございます。

運送しようとする旅客の範囲につきましては、2ページにありますとおり、(イ)、(ニ)、(ホ)、(ト)となっております。19ページには履歴事項全部証明書を綴っております。22ページには役員名簿、23ページには宣誓書を綴っております。24ページには、自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧が、次の25ページには従事する運転者の一覧となっております。26ページからは車検証の写しを綴っております。相違がないことを確認していただければと思います。37ページには運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿を綴っております。38ページからは、運転者の一覧となっております。免許証のコピーを載せております。続いて40ページからは修了証を載せております。53ページは、運行管理の責任者就任承諾書、54ページは安全運転管理者証の写しを掲載しております。55ページには、運行管理の体制等を記載した書類を綴っております。57ページは、旅客の名簿となっております。現在会員数は13名となっております。要介護状態等の内訳ですが、要介護認定者7名、要支援認定者6名となっております。58ページは、自家用有償旅客運送者登録証となっております。59ページから、自動車保険証券の写しを添付しております。70ページには運行管理マニュアル、72ページは、利用料金表となっております。

福祉有償運送としてのニーズは高いと感じてはおりますが、その他の社会資源はまだまだ充実しているとはいえないこともあり、福祉有償運送を続けていく意義があるものと考えております。ただ、当法人でも職員の確保が難しいこと、そして同時間帯での対応にかたまりやすいことなどもあって、新規の受け入れは難しいと考えております。ご審議のほどよろしく願いたします。

議長（青木委員）

ありがとうございました。ご質疑等がございましたら、願いたします。

菊地委員

利用者の行先は主にどちらになりますか。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

病院が多いです。

小久保委員

36ページの自家用車の車検証ですが、有効期間が本日付で切れてしまいますので、申請の際は更新いただければと思います。もう1点、確認ですが、今回は特段料金の変更はないということでしたが、収支の方はどのようになっていますか。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

収支に関しては、半期毎に、市役所へ報告をあげさせていただいているところです。また、うちの方でも、運行記録というデータとして全て保管している状況です。

小久保委員

質問させていただいた趣旨としましては、例えば赤字になっていてサービスの継続が困難であるとかそういった状況がないかという確認のため質問させていただきました。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

現在、物価高騰、特に原油価格高騰もあり、大変な状況という中で黒字化するようなものではないかと思いますが、それ以上に、最低ラインのところ、何とか運用していくというところに意義があると考えておりますことから、今回、金額改定は行わず、様子を見ていこうということで事業を継続していこうと考えております。

小久保委員

わかりました。今のところ、維持する分には続けられるような状態であるということによろしいですか。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

新規等、積極的に事業を行うということはちょっと難しいかなというところがあります。

菊地委員

収支は単体でやられていますか。それとも法人全体の収支にまとめて入っていますか。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

単体で、収支を出しております。

阿津委員

説明ありがとうございました。

現在、富来田地区では、自家用有償旅客運送としてふくちゃんバスが運行されており、以前どのような課題があるのかお聞きした時に、ドライバー不足、高齢化という話を伺いました。

登録申請書類の70ページの運行管理マニュアルを見ると、運転者に年齢制限はありませんが、一方で38ページから39ページの免許証を確認しますと中には70歳以上の方が、何人か見受けられます。特にドライバーの年齢の上限は設けずに、講習を受けていれば、採用ということになるのでしょうか。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

定年の上限につきまして、検討はしておりますが、その年齢によってできるできないという線引きがすごく難しく、この方は75歳でもできる、別の方は65歳でも厳しいと、個人差があると思います。定年制というより、その方の能力を見て判断しております。ただ、新たに雇入れをするにあたり、いきなり75歳の方を雇入れるということはないかなと考えております。

阿津委員

現在業務をしている方が、数年経って、75歳を過ぎたとしても、今までやってきた実績から問題ないと判断すれば雇入れる、ただ、新規で採用するときには年齢もある程度加味しているという解釈でよろしいか。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

明確な数字はありませんが、面接の中で判断をさせていただいております。実際に一番年齢が高い方については、この業務に携わって10年近いですし、現在は他の方をまとめる職員でもありますので、能力を見て依頼しております。

阿津委員

苦情に関する対応というところで、利用者から言われたり、要望的なもの言われたりしたことがありましたらお願いします。

社会福祉法人 かずさ萬燈会

明確に何かっていうところはありませんが、苦情の1つ2つ聞いたことはあります。その辺りはじっくり対応させていただきました。

議長（青木委員）

その他にございますか。無いようですので、社会福祉法人 かずさ萬燈会の「福祉有償運送事業団体の更新登録申請書（案）」の質疑を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、後日事務局から通知させていただきます。かずさ萬燈会様には、ご退席をお願いいたします。

続きまして、社会福祉法人 長須賀保育園様に入室していただきます。社会福祉法人 長須賀保育園様に、5分程度で説明をお願いしたいと思います。

社会福祉法人 長須賀保育園

当法人の更新申請内容を説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。1から名称、住所、代表者の氏名、5の事務所の名称及び位置は記載の通りとなっております。2ページをご覧ください。事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数と種類ごとの数についてですが、全て当法人が所有する車両で、スロープつきの車椅子対応の軽自動車2台を使用しております。続いて7の運送の区域ごとの対価の額につきましては、資料の最後、40ページに記載しておりますので後程説明させていただきますと思います。

続いて3ページから、13ページまでは、当法人の定款でございます。定款第1条には当法人が実施する事業が記載されております。

まず第一種社会福祉事業として、軽費老人ホームのケアハウスグリーンパレスの経営を行っております。第二種社会福祉事業としては、認定子供園の長須賀保育園、さとの保育園、うみまち保育園の3園、保育所としてゆりかご保育園、その他に、放課後児童健全育成事業及び一時預かり事業を行っております。

高齢者福祉関係では、老人デイサービス事業としまして、通所介護事業所を3ヶ所、老人居宅介護事業といたしまして、訪問介護事業所1ヶ所、居宅介護支援事業、ケアマネジャーの事業所ですが、こちらを2ヶ所、地域包括支援センターの運営を行っております。

続きまして、14ページからは履歴事項全部証明書、法人の役員名簿、17ページは宣誓書、18ページは自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧、19ページは、同じく従事する運転者の一覧、20ページからは、自動車の車検証、22ページは運転者就任承諾書、23ページが免許証の写しとなっております。

続きまして24ページから27ページまでは、福祉有償運送運転者講習を修了したことを証明する書面の写しとなっております。28ページは、運行管理責任者の就任承諾書となっております。続きまして29ページをご覧ください。運行管理の体制等を記載した書類ですが、運行管理・整備管理に係る指揮命令系統についての記載となっております。30ページには事故処理の連絡体制といたしまして、万が一事故が起きた場合には、運転者から警察及び事故対応の責任者へ連絡し、責任者から代表者、運営協議会、運輸支局へと連絡する形をとります。続いて、苦情処理体制ですが、苦情処理の責任者は法人の理事長、苦情処理の担当者には訪問介護事業所のサービスの責任者であります、私となっております。

続いて、31ページから32ページは、旅客の名簿となっております。2026年1月末の会員数は31名です。身体状況等の内訳ですが、要支援認定者が8名、要介護認定者は23名で合計31名となっております。33ページは法人の自家用有償旅客運送者登録証の写しとなっております。34ページから37ページは自動車保険契約書の写しとなっております。38ページは法人で定めた運行管理マニュアルとなっております。運行管理業務、整備管理業務、事故に関する対応、苦情に関する対応が記載してあります。最後となりますが、40ページは利用料金表となります。利用料金については今まで通り設定金額に変更はございません。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（青木委員）

ありがとうございました。ご質疑がございましたら お願いいたします。

菊地委員

先ほどの団体の料金表には迎車料金が入っていましたが、呼び出した場合の料金はないのでしょうか。

社会福祉法人 長須賀保育園

迎車料金につきましてははたいておりません。料金としては、40ページに記載のとおり5キロまで500円と介護保険の事業として出していただいておりますので、そちらの、保険の請求として大体、金額としては100円ぐらいですけども、活用いただくという形になっております。

小久保委員

2ページ目の、自動車の数と種類で回転シート車の合計欄に1という数字が入ってしまっておりますので申請の際は削除していただければと思います。

それから、料金については変更なしということですが、昨今、物価高騰や原油価格高騰がある中で収支の方は大丈夫でしょうか。

社会福祉法人 長須賀保育園

この事業だけではなくて、訪問介護の事業と合わせて考えておりますので、いつもその話が出ますが、今回はこのままでやらせていただくということで考えております。

小久保委員

通算して考える中では特段そのサービスが続けられないみたいな状態ではないということでしょうか。

社会福祉法人 長須賀保育園

はい。

菊地委員

アルコールチェック自体はやられているかと思いますが、法令が変わるような話を聞いていますが、それは明記しなくてもいいのでしょうか。

小久保委員

法律の変更等につきましては、恐らく警察の話なろうかと思います。

菊地委員

38ページの、運行管理マニュアルも記載がありましたので聞いてみました。

社会福祉法人 長須賀保育園

点呼・アルコールチェックを記載させていただいているところではございますが、機械を使って計測して何ミリ以上だと運転させないという内容のニュースが最近あったような気がします。

小久保委員

飲酒運転になるような数値だった場合は、当然運転できませんので。

阿津委員

ご説明ありがとうございました。参考までに、教えていただきたいのですが、いただいた苦情の中で、なるほどなあという気づきがあって、それが改善につながった事例があれば教えていただきたい。

社会福祉法人 長須賀保育園

これまで有償運送事業に関しての苦情というのは、私の知る限りでは、今までいただいたことがない状況です。

荒木委員

対象は要支援と要介護だと思いますが障がいを持っている方からの問い合わせはあるのでしょうか。

社会福祉法人 長須賀保育園

福祉有償運送に関しての、問い合わせは聞いたことがありません。

荒木委員

もし、問い合わせがあった場合は利用できるのか。

社会福祉法人 長須賀保育園

今現在、介護保険のみの対象としております。職員の人材確保が難しく、利用者さんを受けたくても受けられない状況となっております。

菊地委員

今の利用者が登録に至った経緯は。

社会福祉法人 長須賀保育園

訪問介護事業も併せて行っておりますので、そちらからお話を受けることが多いです。

議長（青木委員）

その他にございますか。無いようですので、社会福祉法人 長須賀保育園の「福祉有償運送事業団体の更新登録申請書（案）」の質疑を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、後日事務局から通知させていただきます。長須賀保育園様には、ご退席をお願いいたします。

それでは、採決に移ります。議題（4）福祉有償運送事業団体の登録更新申請書（案）について、採決をとらせていただきます。はじめに、社会福祉法人 かずさ萬燈会について、福祉有償運送の必要性を認め、更新登録申請書（案）を承認、賛成の方は 挙手をお願いいたします。

（全委員挙手）

社会福祉法人 かずさ萬燈会につきましては、全員賛成でありますので、承認いたします。

続きまして、社会福祉法人 長須賀保育園について、福祉有償運送の必要性を認め、更新登録申請書（案）を承認、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全委員挙手）

社会福祉法人 長須賀保育園につきましては、全員賛成でありますので、承認いたします。

なお、本日の協議結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務局より各団体へ通知いたします。本日の議題は、全て終了いたしました。これもちまして、議長の任を解かせていただきます。皆様には ご協力頂きまして、誠にありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

ありがとうございました。なお 先ほど、議長から話がございましたが、会議の結果は、整い次第、団体に通知させていただきます。また、次回の協議会につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会資料8ページ「資料5」の、木更津市福祉有償運送実施団体名簿にございますように、来年の3月及び8月が登録更新期限となる団体がございますので、その更新にあわせて開催の予定でございますが、新規の登録申請がある場合には、その都度ご連絡させていただきます。最後に、本日の更新登録申請書類につきましては、こちらで回収させていただきますので、そのまま置いて帰られますよう、お願いいたします。本日はありがとうございました。

以上